

今、いじめを考える

－問題解決型の教育相談をめざそう－

開倫塾

塾長 林明夫

Q：いじめに関するシンポジウムを開いたそうですね。

A：(林明夫：以下省略)11月10日(金)午後1時から3時30分すぎまで、宇都宮市にある栃木県地域婦人会館で「今、いじめを考える」と題するシンポジウムを、開倫塾の附属機関である開倫研究所の主催で開催しました。

会場と市内の作新学院中等部3年生の教室をオンラインで結び、意見交換しながらのTV会議を行いました。

Q：なぜ、そのようなシンポジウムを開催したのですか。

A：毎日のようにいじめによる自殺が報道される中、どうしたらよいかを皆で考えたかったからです。

Q：林さんは、どうしたらよいと考えますか。

A：いじめに当たる行為の大半は、大人が行えば刑法に明記されているような犯罪行為、例えば傷害罪(204条)、現場助勢罪(206条)、暴行罪(208条)、監禁罪(220条)、脅迫罪(222条)、強要罪(223条)、名誉毀損罪(230条)、侮辱罪(231条)、窃盗罪(235条)、強盗罪(236条)、恐喝罪(249条)、器物損壊罪(261条)などに該当(がით)すると思われます。これらの行為は国家刑罰権の発動の対象となる犯罪行為であることを、小学5・6年生、中学生、高校生とその保護者に指導すべきであると私は確信します。

自らの教室や学校の中で、犯罪行為を発生させないことは、クラスで授業をする先生や学校長の義務事項です。犯罪行為の発生を放任することは、無法地帯があるのを放任することと同じで、管理責任を問われると私は考えます。

児童、生徒は、自らがやっている行為が犯罪行為であると認識すれば、大半は行わなくなります。いじめは良いことか悪いことかを考えようなどと、児童、生徒に問いかけているようでは、いじめに該当する学校内での犯罪行為はいつまでたってもなくなりません。すべての教室で教室内犯罪の撲滅を、すべての学校で学校内犯罪の撲滅を目指すべきだと考えます。

Q：学校長や先生方は、いじめはどこでも起こるものであると考え、いじめの大半は犯罪行為であると考えている人は少ないと思われませんが・・・。

A：六法全書を開き、もし手元に六法全書がなければ、インターネットで「刑法」を検索して「刑法」に目を通し、先ほど私が紹介した条文を2～3度声に出して読んで頂ければ、それだけでいじめの大半は刑法に刑罰まで決められている立派な「犯罪行為」であることが誰にでも理解できます。学

校長や先生方は、「刑法」の条文を勉強した方がよいと考えます。まずは学校長や先生方が刑法に書いてあることをよく理解した上で、児童、生徒に刑法の条文を教えてあげてください。

学習塾や予備校、私立学校、家庭でも、是非教えてあげてください。

Q：「心の相談員」の先生など教育相談の担当者は、いじめについてどう対処したらよいとお考えですか。

A：仕事というのは、結果を出して初めて成し遂げたものと評価されます。児童、生徒、保護者が困り果てた結果、相談に訪れたにもかかわらず、話を聞いただけで「ああ、そうですか。様子を見て変わらないようなら、また来て下さい。」と相談者を帰すようでは、解決に至らない場合が多いと思われまます。必要な場合には、加害者やその保護者、クラス担任、学校長とも十分に話し合い、問題解決にむけての具体的な行動を起こすべきと考えます。更に必要な場合には、警察への告発や検察官への告訴も、弁護士を通じて文書を以て行うべきと考えます。

放っておくと大変な状況になると判断したら、医師と相談したり、学校を一時休ませたり、転校することなどを検討することも、相談員は具体的な行動として考えるべきです。

Q：開倫塾にも教育相談室があるようですね。

A：塾生や保護者からの普通の相談は、クラス担任や校長がお受けしていますが、44の校舎で対応が難しい教育相談は、開倫研究所教育相談室で専門の相談員がお受けしています。秘密厳守、費用一切無料で、「問題解決」をめざしての行動を私は要請しています。場合によっては、加害者やその保護者、その担任、校長先生方とも十分話し合ってもらっています。

問題解決型の教育相談をどのように開倫塾で行っているかに関心をお持ちの方は、開倫研究所まで御連絡下さい。(0284-73-7812)

Q：最後に一言どうぞ。

A：高校の未履修問題について一言。高校卒業生の74%以上が大学、短大、専門学校、予備校などで学ぶという、所謂「大学(高等教育)の大衆化」のために、受験科目すら満足な学力を身につけることが困難だというのが、一つの原因として考えられるかも知れません。

ただ、大学など高等教育機関での教育や研究を志すのであれば、高校生は、高校で学ぶべき科目を全て履修するのは当然で、また、高校も履修させるべき内容を履修させることが当然と考えます。入試に必要な科目だけ履修させればよいというのなら、そこに行く生徒は「高校生」とはいえない。その学校は「高校」とはいえない。そのような生徒を受け入れる学校は「大学」とはいえないと私は考えます。「だらしなさ」「いいかげんさ」からの脱却が急務であります。未履修を出した高校は、債務不履行の責任を取り、5～10年かけて未履修者全員に未履修科目を履修させるべきだと考えます。

皆様はどのようにお考えですか。

— 2006年11月20日記 —